抜け駆け出願対策リーフレット

一. 中国の商標制度の概要

1. 登録商標制度

中国における商標の登録は「先願主義」の原則を採用しています。通常、先に出願された商標が優先的に登録されます。中国において登録されていない商標に対する法的保護は非常に限られています。

外国の出願人が中国で商標登録をする場合、2つの方法があります。1つ目は、中国国家知識産権局商標局へ直接登録出願する方法です。2つ目は、マドリッド協定議定書（マドプロ）に基づき中国を指定する方法です。条件を満たせば、外国の出願人は6ヶ月の優先権を享受することができます。

2. 商標の登録出願手続

（1）直接出願する場合（右図参照）

❶ 国家知識産権局商標局に出願します。

❷ 審査（①形式審査 ②実体審査）

❸ 初歩的審定（初歩審定公告）

初歩審定公告日から3ヶ月間は、異議申立の期間であり、利害関係人などは当該公告期間内に異議を申立することができます。

❹ 登録：登録公告され、且つ商標登録証が発行されます。

商標権が発生し、権利の有効期間は、登録公告日から10年間（何度でも更新可能）です。

（2）マドプロに基づき中国を指定する場合（マドプロ出願）

マドプロ出願に基づいた場合でも、直接出願と同様の審査が行われます。なお、マドプロ出願には「商標登録証」は発行されませんので、必要に応じ中国商標局に「国際商標登録証明」の発行を請求することになります。

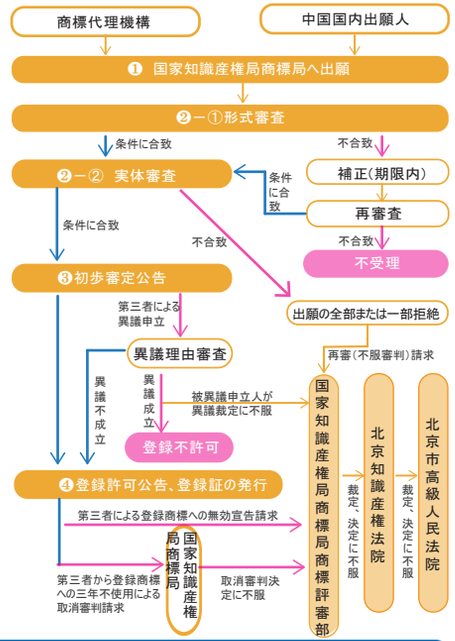

二. 商標検索の方法

中国で商標出願及び登録商標を検索するには、商標局のウエブサイトを利用することができます。
具体的な検索方法はhttps://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_201706-rv202003.pdf をご参照下さい。

a. 中国商標網（http://sbj.cnipa.gov.cn/）にアクセスした上、「商标查询」をクリックします。英語サイトからも検索することができます。

b. 表示された「使用説明」の画面において、「我接受」をクリックします。

c. 検索画面に入ったら、複数の検索方法を選択できます。例えば、「综合查询」や「近似查询」などがあります。

d. 「商标综合查询」をクリックします。検索画面の空欄に、検索しようとする内容を入力し、「查询」をクリックして、検索を行ないます。

e. 検索した後、一覧表で表示される調査結果が得られます。一覧表には「出願番号/登録番号」、「区分」、「出願日」、「商標名称」、「出願人名称」が含まれています。一覧表にある商標をクリックすると、上図に表示される情報以外に、次のような当該商標に関する他の具体的情報やプロセス情報を閲覧できます。

- **商品/服务：**指定商品又は指定役務が表示されます。
- **初审公告日期：**初歩審定公告日の記載があれば、当該公告日から3か月以内は異議申立が可能です。
- **注册公告日期：**登録公告日が表示されます。
- **专用权期限：**商標権の期限が記載されています。既に登録更新された場合、更新された後の新しい期限が記載されます。
- **状态：**当該商標の現在の状態が表示されています。
- **商标流程：**当該商標の処理プロセス及びプロセスの時間が記載されています

＊ 注/商標検索の際の注意事項

＊ 図形は、「综合查询」で検索できませんが、「近似查询」で検索することができます。また、日本語のひらがなとカタカナは図形扱いとなります。地名や地域団体商標などにひらがな又はカタカナを含む場合、同じ読み方の漢字やローマ字などを入力して検索してみましょう。

＊ 都道府県名・政令指定都市名以外の地名が出願されていないかについても検索してみましょう。

＊ 指定商品又は指定役務の範囲は、ビジネスで使用しようとするものより広い範囲で検索することを推奨します。例えば「婦人服」を主な指定商品と想定している場合、「衣類、アクセサリー、靴、帽子、ベルト、眼鏡、ハンカチ、化粧品、文房具」等のように、女性ファッション商品が女性の衣装との関連度が高いので、より広い範囲で商標検索を行うことを推奨します。

三. 中国において第三者が商標出願又は商標登録したことを発見した場合の対策

1. 法的対抗措置

<A. 初歩審定公告の後で登録公告の前>

異議申立：初歩審定（公告）日から3ヶ月以内、異議申立をすることができます。（『中国商標法』第33条）。

<B.登録公告の後>

▸無効宣告請求：

通常、商標登録が許可された後5年以内に請求します。著名商標（中国語：驰名商标）についての悪意による登録に該当する場合、5年間の制限を受けません。（『中国商標法』第45条）。

▸継続3年間不使用による取消審判：

登録されてから3年間経った商標に対して、継続3年間不使用による取消審判を請求することができます。商標権者が商標の使用証拠を提出できない場合、又は提出した証拠が無効と認定され、且つ不使用についての正当な理由がない場合、当該商標の登録が取り消されます。（『中国商標法』第49条）。

2. 異議申立又は無効宣告請求の主な理由

（1）使用を目的としない悪意による商標出願（『中国商標法』第4条第1項）

（2）公知な外国の地名であること（『中国商標法』第10条第2項）

（3）他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩審定された商標と同一若しくは類似すること（『中国商標法』第30条）

（4）地理的表示（GI）であること（『中国商標法』第16条）

（5）他人によって、先に使用された一定の影響力を有する商標を不正な手段により、先行登録したこと（『中国商標法』第32条後半）

（6）その他の先行権利を侵害したこと（『中国商標法』第32条前半）

その他の先行権利には、例えば、著作権、商号権、意匠権、氏名権、肖像権、知名商品/役務特有の名称・包装・装飾の権利、知名小説の名称、映画・テレビ作品の名称又はその中に出てくる登場人物の名前などの先行合法権利が含まれます。

（7）法的代表者/代理人の関係又はその他の業務往来関係（『中国商標法』第15条）

当該条項は、代表/代理関係による抜け駆け出願も禁止し、代表/代理関係以外の契約・業務往来関係またはその他の関係で他人の商標を明らかに知った上での出願も禁止しています。

よく見られる契約・業務往来関係には、次のようなものが含まれます。

（1）売買関係；（2）委託加工関係；（3）加盟関係（商標使用許諾）；（4）投資関係；（5）イベントの賛助、共催；（6）業務考察、協議関係；（7）広告代理関係；（8）その他のビジネス上のやり取り関係。

よく見られるその他の関係には、次のようなものが含まれます。

（1）親族関係；（2）従属関係（例えば、第15条第1款が規定する代表人以外のその他の一般社員）；上述関係以外のその他の関係にあることにより先行商標を知った場合、本款が規定するその他の関係に該当します。

（8）欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録された商標（『中国商標法』第44条第1項：当該条項は無効宣告請求の条項です。）

当該条項は主に、商標登録の秩序を乱し、公益を害し、公共資源を不当に占有し、又はその他の方法で不当な利益を得るために、不正な手段により登録を取得し、誠実信用の原則に違反し、公益を害する商標を無効するものです。通常、次に掲げる状況に適用します。（1）使用を目的としない大量登録によって、買い占めして高額で他人に売りつけることを目的として出願するなどの行為、または（2）強い顕著性を持つ他人の商標と同じ又は類似する商標を大量に出願するなどの行為、または（3）他人の商号、企業名称、社会組織及びその他の機構の名称、知名商品特有の名称、包装、装飾などと同一又は類似する商標を大量に出願するなどの行為。

3. 法的対抗手段をとる際の注意事項

（1）証拠の収集及び関連証拠の早期提出

後の訴訟段階になってから新しい証拠を提出することは、原則、認められないため、できるだけ多くの関連証拠を早めに提出する必要があります。

（2）費用

継続3年間不使用による取消審判（1商標1区分）	商標局への納付料：500人民元（オンラインの場合　現行基準の90%となる）	
	代理人費用（目安）：2,500~3,500人民元（360~500米ドル）	
異議申立（1商標1区分）	商標局への納付料：500人民元（オンラインの場合、現行基準の90%となる）	
	代理人費用（目安）：10,500~18,200人民元（1,500~2,600米ドル）	
無効宣告請求（1商標1区分）	商標局への納付料：750人民元（オンラインの場合、現行基準の90%となる）	
	代理人費用（目安）：10,500~18,200人民元（1,500~2,600米ドル）	
その他、翻訳費、調査、証拠収集の費用などが別途必要		

四. 事前にどのような予防策をとるべきか

1. 適時に出願・登録、出願戦略を構築

第三者に商標出願された場合、本来の商標の所有者が中国で事業展開を図る際、その商標の使用が大きく制限されます。中国でのビジネス展開を想定しているのであれば、中国での早期商標出願を行うことが極めて重要です。インターネット技術の進展及び外国人観光客（特に中国の観光客）の数の急速な増加により、日本の情報（日本のブランド情報を含む）は、インターネット等を通じてすぐに中国に伝わります。日本でのビジネス展開と合わせてグローバルな戦略を立て、早期に商標出願をすることが重要です。商標登録出願の際には、出願戦略にも留意する必要があります。例えば、特殊な設計又は要素を加えることにより地理的表示の商標の顕著性を高めること、日本語又は英語の商標を登録出願すると同時に漢字の商標も出願すること、指定商品又は指定役務の範囲をビジネスで使用予定のものより関連度の高い範囲まで適度に拡大することが考えられます。例えば、被服の販売を取り扱う企業であれば、靴、バッグ、メガネ、化粧品などの近しい商品や「他人のための販売促進」役務に対しても同時に商標を登録出願することを推奨致します。

2. 商標の使用証拠の保存と管理

中国における使用証拠は、以下の二つの状況に役立ちます：

a. 企業所有の商標が、他人に不使用取消審判を請求された場合。

b. 企業が他人により抜け駆けで登録された商標に対して異議申立又は無効宣告を請求する場合。

普段から使用証拠を恒常的に収集・保存・管理できれば、必要な時に、迅速的且つ効果的に対応することができます。

3. 販売業者/販売代理店又はその他の業務提携者などによる商標の使用に関する管理

販売業者/販売代理店及びその他の業務提携者による抜け駆け出願もよく見られます。販売業者/販売代理店と、権利及び責任が明確に記載されてある契約書を締結することが極めて重要です。なお、販売業者/販売代理店による商標の使用が基準や法律に合うかどうかも商標権の維持に直接影響を及ぼします。販売業者　/販売代理店と締結した契約書は、知的財産分野の弁護士にチェックしてもらうことを推奨します。

2021年2月JETRO北京事務所

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved